

瀬戸内町選挙管理委員会告示第 12 号

瀬戸内町条例改廃請求署名簿の縦覧とその告示について

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第74条の第2の規定により、町条例改廃請求者署名簿を次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和3年3月30日

瀬戸内町選挙管理委員会委員長 加納良



1. 縦覧の期間 令和3年3月31日 から 令和3年4月6日まで
2. 縦覧の場所 大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
瀬戸内町役場内
瀬戸内町選挙管理委員会事務室

瀬戸内町選挙管理委員会告示第 11 号

瀬戸内町条例改廃請求者名簿の署名総数等の告示について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第95条の2の規定により、町条例改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を次のとおり告示します。

令和3年3月30日

瀬戸内町選挙管理委員会委員長 加納良



1. 署名し印を押した者の総数 306人
2. 有効署名の総数 251人